

## 第1条 (目的)

「ランアップビジター規約」(以下「本規約」という。))は、株式会社ピープルサム(以下「弊社」という)が運営するランアップ(以下「本店舗」という。))が、本店舗の利用を通じ、健康維持や健康増進、施設利用者同士の相互交流や親睦、ならびにより豊かで快適なランニングライフの充実をサポートする場所として、快適な施設利用者の皆様に提供することを目的とします。

## 第2条 (利用料金と支払い方法及び支払方法)

- 1 利用料金 500円(1回)
- 2 受付にて現金でお支払いいただきます。
- 3 一旦支払って頂いた料金は、原則として返還致しません。

## 第3条 (ビジターの心得)

- 1 ビジターは、本規約及びマナーを遵守し、他のビジターやその他本店舗の利用者に迷惑をかける行為を禁止します。
- 2 ビジターは、本店舗の各種施設、備品、本店舗に展示している製品及び本店舗から有料若しくは無料で貸与される物品(以下「レンタル品」という)について、本規約及びマナーを遵守し、正しい利用方法に基づき、適切に利用又は利用してください。
- 3 本店舗のシャンプー・ドライヤー等の各種備品、本店舗に展示している製品及び本店舗から貸与されるレンタル品を本店舗の許可なく持ち帰ることを禁止します。
- 4 荷物の預入れのみに一般更衣ロッカーを利用するなど、本店舗の利用目的に反する行為を禁止します。
- 5 本店舗内は禁煙といたします。

## 第4条 (動物の持込の禁止)

ビジターは、動物を連れて入店することはできません。ただし、盲導犬等の補助犬は除きます。

## 第5条 (入店手続き)

- 1 ビジターが本店舗を利用する場合、受付で一般更衣ロッカーの鍵を受け取ってください。

## 第6条 (更衣室・更衣ロッカーの利用)

- 1 ビジターは、更衣室及び更衣ロッカーを清潔に利用しよう心がけてください。
- 2 ビジターは、本店舗で販売しているものを除き、更衣室内で飲食しないでください。ただし、水分の補給は除きます。また、著しく臭いが出るものなど、他の利用者の迷惑になるものは持ち込まないでください。
- 3 更衣室内でのビデオ、カメラ、携帯電話(カメラ付)の利用はご遠慮ください。
- 4 男性は男性用更衣室、女性は女性用更衣室をご利用ください。男性は女性用更衣室、女性は男性用更衣室に入ることはできません。ただし、緊急やむを得ない事情がある場合には、スタッフがそれぞれの更衣室に入ることがあります。
- 5 更衣ロッカーを複数人で共同利用することはできません。
- 6 更衣ロッカーには、以下に示すものの保管を禁止します。
  - (1) 食料品、開封済みの飲料
  - (2) 現金及び貴重品(重要な物品、書類、資料などを含む)
  - (3) 動物・植物
  - (4) 揮発性若しくは毒性のあるもの、または爆発物などの危険物
  - (5) 銃刀法剣類等犯罪に使用される恐れのあるもの、又は法令などにより所持携帯が禁止されているもの
  - (6) 盗品、その他犯罪によって得られたもの
  - (7) 臭気の発するもの、不潔なもの、腐敗変質若しくは破損しやすいもの、ロッカー及び施設を汚損又は既存する恐れのあるもの
  - (8) 総重量がロッカーの耐過重(5kg)を超えるもの、ロッカー内に入りきらないもの
  - (9) その他保管に適さないと認められるもの
- 7 更衣室及び更衣ロッカー内における禁止物の保管や残置物については以下のように対応致します。
  - (1) 前項に掲げる物を入れていないと認められる事情がある場合、本店舗は催告のうえ改善を促しますが、状況が改善されない場合、当該更衣ロッカーを開錠し、ロッカー内の物を廃棄するなどの必要な処分をすることがあります。また、緊急時は前記催告に関係なく開錠及び廃棄等の必要な処分をすることがあります。その処分により、所有者が被害を被った場合でも弊社は一切責任を負いません。
  - (2) 更衣室または更衣ロッカー内の忘れ物は、保管可能なもの及び持ち主のわからないものに関しては本店舗が1ヶ月間保管し、周知・催告致しますが、1ヶ月が経過しても状況が改善されない場合は、廃棄等必要な処分をします。なお、1ヶ月の保管期間中も保管物にはいかなる保証もいたしません。また、保管に耐えないものは前記の周知・催告無く処分をすることがあります。その処分により、所有者が被害を被った場合でも弊社は一切責任を負いません。
  - (3) 上記(1)(2)において、どうしても本店舗へ引き取りに来ることができない場合、送料着払いの宅配便にて送付することも可能です。この際は、お電話でご連絡ください。なお、配達途中のトラブルなどは保証致しません。

## 第7条 (更衣室・一般更衣ロッカーの利用手続き)

- 1 ビジターは、一般更衣ロッカーの鍵を受付で受け取り利用してください。
- 2 ビジターは、本店舗より外出する際には、一般更衣ロッカーを施錠したうえで鍵を受付に渡し、ロッカー番号の入ったカード(以下「ロッカーカード」という。)を受け取り、そのカードを常に携帯してください。
- 3 ビジターは、外出から本店舗に戻った際には受付にロッカーカードを返却し、引き換えに一般更衣ロッカーの鍵を受け取ってください。
- 4 ビジターは、一般更衣ロッカーの利用後は、施錠のうえ一般更衣ロッカーの鍵を受付に返却してください。
- 5 一般更衣ロッカーの鍵をなくされた場合は、実費相当額をいただきます。

## 第8条 (シャワーブースの利用)

- 1 ビジターは、シャワーブースを清潔に利用しよう心がけてください。
- 2 シャワーブース利用後は、体を十分拭いてから更衣室をご利用下さい。
- 3 シャワーブースは、可能な限り多くの方が利用できるように譲り合ってください。
- 4 シャワーブースに備え付けているシャンプー、ボディソープ等は必要範囲内でご利用ください。

## 第9条 (シャワーブースの利用手続き)

- 1 シャワーブースの利用手続きは、以下の通りとします。
  - (1) ビジターは、シャワーブースが満員である場合、ブース前に設置してある予約表に氏名を記入し、順番を待ってください。
  - (2) シャワーブースの利用を終えたビジターは、更衣室内にいる人の中で一番上に氏名の記入のある他の利用者の方にブース

を交代してください。

(3) シャワーブースに入るビジターは、予約表の自己の氏名を二重線で抹消したうえで、シャワーブースに入ってください。

#### 第10条 (有料・無料レンタル品の利用)

- 1 ビジターは、ランニングに関連して本店舗より貸与されるレンタル品を別途定める条件で利用することができます。
- 2 ビジターは、前項のレンタル品を、その本来的な用法に従い、適切に利用してください。
- 3 ビジターが前項の用法を遵守しなかった場合、そのビジターは、そのレンタル品の利用料に相当する額を支払わなければなりません。
- 4 ビジターがレンタル品を毀損若しくは紛失した場合、そのビジターは、そのレンタル品の利用料に相当する額を支払わなければなりません。

#### 第11条 (レンタル品の利用手続き)

- 1 レンタル品は以下の通りとします。ただし、レンタル品については予告なく追加、変更されることがあります。
  - (1) バスタオル (1枚/有料)
- 2 ビジターは、レンタル品の貸与を受ける場合、所定の用紙に所定の事項を記入し、受付に提出してください。
- 3 ビジターは、レンタル品を返却する場合、十分落としてから返却をお願いします。

#### 第12条 (その他のサービス)

- 1 本店舗は、前条までに定めるサービス以外のサービスを提供することができます。
- 2 前項に定めるサービスは、以下の通りです。
  - (1) ランニング関係グッズの販売 (有料)
  - (2) 飲料の販売 (有料)
  - (3) 弊社と契約業者によるボディーケアサービススペースの提供 (有料)
  - (4) セミナー、スクール、講習会、講演会などの開催 (無料、一部有料)
  - (5) その他、上記に付随するもの
- 3 サービスについては、予告なく追加、変更、中止となる場合がありますのでご了承ください。

#### 第13条 (退店)

- 1 ビジターは、第9条に定める営業時間内に退店してください。やむを得ずその時間までに戻れない場合は、本店舗に速やかに連絡してください。なお、戻らない場合でも、本店舗は閉店することがあります。
- 2 前項により、ビジターが損害を被った場合でも、弊社はその責任を負いません。

#### 第14条 (退店手続き)

- 1 ビジターは、退店する場合、受付に次のものを渡してください。
  - (1) 一般更衣ロッカーの鍵
  - (4) レンタル品の貸与を受けているビジターはレンタル品

#### 第15条 (施設利用の禁止)

- 1 次の各号に該当するビジターは本店舗における施設の利用を禁止します。
  - (1) 刺青、タトゥーのある方。
  - (2) 伝染病、その他、他人に伝染または感染する恐れのある疾病を有する方。
  - (3) 一時的な筋肉の痙攣や、意識の喪失などの症状を招く疾病を有する方。
  - (4) 体調不良で、ランニング等のスポーツを行うことにより生命又は身体に危険が生じる恐れのある方。
  - (5) 飲酒等により、正常な施設利用ができないと本店舗が判断した方。
  - (6) 医師から運動を禁じられている方。
  - (7) 過去に本店舗より除名の通告を受けた方。
  - (8) その他、施設利用について不適切と本店舗が判断した方。

#### 第16条 (損害賠償責任の免責)

- 1 ビジターが本店舗内に置いて、弊社の責に帰し得ない事由により損害を被った場合、もしくはビジターが第三者に損害を与えた場合、当該ビジターが、その責任と費用負担により解決を図るものとします。弊社は当該損害に対し一切の責任を負いません。
- 2 ビジターが本店舗外において、戸外でランニング等のトレーニング中、弊社の責に帰し得ない事由によりビジター自身が損害を被った場合もしくはビジターが第三者に損害を与えた場合、当該ビジターがその責任と費用負担により解決を図るものとし、弊社は一切の責任を負いません。
- 3 本店舗内においてビジターに生じた全てのトラブルは、当事者間で解決するものとし、その理由の如何を問わず弊社は一切責任を負いません。
- 4 更衣室又は更衣ロッカーなどの本店舗内において生じた盗難、紛失について、弊社は一切責任を負いません。

#### 第17条 (除名に相当するような行為をしたもの)

- 1 弊社は、ビジターが次の(1)から(3)のいずれかに該当する場合、当該ビジターによる施設の再利用を拒絶することができます。
  - (1) ビジターが本規約に違反した場合
  - (2) ビジターが他の利用者に著しい損害を与えた場合
  - (3) その他弊社がビジターとして相応しくないと認めた場合
- 2 施設の再利用を拒絶されたビジターは本店舗を今後一切利用できません。

#### 第18条 (本規約の改正)

本店舗は、いつでも本規約の改定を行うことができます。ただし、改定する日より1ヶ月前までに、改定する日及び改定内容を、本店舗に掲示及び弊社ホームページ又はブログに掲載します。

上記、ランアップビジター規約に同意いたします。

年 月 日

氏名

印

Run up ランアップ 株式会社ピープルサム  
〒461-0001 愛知県名古屋市中区泉一丁目14番1号  
泉久屋サンコービル2階  
電話番号:052-265-5568 / FAX番号:052-265-5668